

がいこくじんりゅうがくせい てびき
外国人留学生の手引
INFORMATION FOR FOREIGN STUDENTS



AICHI GAKUIN
UNIVERSITY

あい ち がく いん だい がく
愛 知 学 院 大 学

2020

もくじ

りゅうがくせいしよくん ちゅういじこう 留学生諸君へ（注意事項）	1
I がいこくじんりゅうがくせい そうだんまどぐち 外国人留学生の相談窓口	2
II じゅうしょ でんわばんごう へんこう 住所・電話番号の変更について	3
III がくせい れんらくじこう 学生への連絡事項について	3
IV ざいりゅうてつづ 在留手続き	4-12
1. ざいりゅうかんりせいど 在留管理制度	4
2. ざいりゅうきかん こうしん 在留期間の更新	5
3. しかくがいかつどう きよかしんせい 資格外活動（アルバイト）の許可申請	6-7
4. いちじしゅつこく さいにゅうこく 一時出国と再入国	8
5. ざいりゅうしかく とりけ 在留資格の取り消し	8
6. そつきょう たいがく ともな てつづ 卒業・退学に伴う手続き	9-10
7. かつどうきかん かん とどけ 活動機関に関する届出	11
8. な こ や しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 名古屋出入国在留管理局	12
V いりょう ほけん 医療・保険について	13
VI にちじょうせいかつ 日常生活について	14-15
VII せいど チューター制度について	16
VIII こくさいこうりゅう 国際交流センターについて	17

りゅうがくせいしよくん 留学生諸君へ

あい ち がく いん だいがく せんもん りろん おうよう きやうじゆ けんきゆう あわ ほんがくせつりつ しゆし ぶつきやうせいしん
愛知学院大学は、専門の理論と応用を教授・研究し、併せて本学設立の趣旨である仏教精神、
とく ぜんてききやうよう もと きやうがくいつたい ほうおんかんしや じんかくけいせい つと かんしや せいかつ しゃかいじん
特に禅的教養を基とした「行学一体・報恩感謝」の人格形成に努め、感謝の生活のできる社会人
ようせい ひろ よ かくかい きよ じんるい ふくし ぶんか ほつてん こうけん
を養成し、広く世の各界に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献するものである。

りゅうがくせいしよくん あい ち がく いん だいがく がくせい おお じしん ほこ つね どりよく じ こ みが
留学生諸君は、愛知学院大学の学生として、大きな自信と誇りをもって常に努力し、自己を磨
がくせいせいかつ おく い か あ ちゅういじこう かなら げんしゆ
いてください。学生生活を送るにあたって、以下に挙げるいくつかの注意事項について必ず厳守
してください。

しかくがいかつどう アルバイト(資格外活動)について

りゅうがくせい しかくがいかつどう ほんらいきんし しかくがいかつどう
留学生のアルバイト(資格外活動)は、本来禁止されています。アルバイトについては資格外活動
きよか けんせい ひつよう しかくがいかつどうきよか え ばあい しゅう じかん いない しかくがいかつどう
許可申請が必要です。そして、資格外活動許可を得た場合のみ、週 28 時間以内の資格外活動が
きよか だれ せいせきふしん じゆぎやうしゆつせきじやうきやう
許可されます。ただし、アルバイトは誰でもできるわけではありません。成績不振や授業出席状況が
わる ばあい しかくがいかつどう きよか で き ばいしょ せいげん
悪い場合は、資格外活動の許可は出来ません。また、アルバイトができる場所は制限されています
ちゅうい くだ まも ばあい ほうてき しょぼつ
ので注意してください。これらを守らない場合は、法的に処罰されます。そして、そのような事実があつ
ばあい だいがく や きやうせいたいきよ
た場合には、大学を辞めてもらうこともあります。また、強制退去になることもあります。

がくのうきんげんめん 学納金減免について

りゅうがく ざいりゅうしかく りゅうがくせい がくのうきん げんめん う だいがくいんひせいきせい のぞ
「留学」の在留資格をもつ留学生は、学納金の減免を受けることができます(大学院非正規生は除く)。
せいせき わる しんきゆう そつぎやう ばあい がくのうきん げんめん う
しかし、成績が悪く、進級や卒業ができない場合は学納金の減免を受けられなくなります。すべての
りしゅうとうろくたんい しゅうとく もくひやう すこ おお たんい しゅうとく がんば
履修登録単位を修得することを目標に、少しでも多くの単位を修得できるように頑張ってください。

しけん ふせいこうい たい だいがく きわ げんかく たいおう
注意：試験での不正行為(カンニング)に対しては、大学は極めて厳格な対応をします。

こうつうじこ 交通事故について

まいとし りゅうがくせい こうつうじこ すうけん こうつうじこ かん にほん ほうりつ きび しょぼつ か
毎年、留学生の交通事故が数件あります。交通事故に関して、日本の法律により厳しい処罰が科
にほん どうろくこうつうほう まも とく くるま つうがく じゅうぶん
せられます。日本の道路交通法を守るようにしてください。特に、オートバイや車での通学は、十分
ちゅうい こうつうじこ ばあい だいがく ほしやうにん れんらく
に注意してください。交通事故にあつた場合は、ただちに大学と保証人に連絡をしてください。

I 外国人留学生の相談窓口

国際交流センターは外国人留学生の皆さんの相談窓口です。生活や学業で困った時や悩み事を打ち明けたい時など、どんなことでもいいので気軽に声をかけてください。

また、留学生が学内で様々な相談や手続を行う場合、各部署で日本人学生と同様に相談・手続を行うことができます。

<各種相談・手続の主管部署と対応窓口>

相談内容・各種手続	主管部署	各キャンパスの窓口
留学生に関する事 (在留手続、学納金減免、奨学金、連絡先の変更、生活全般)	国際交流センター ※P17 参照	日進：国際交流センター（本部棟2階） 名城公園：事務室（HUB2階） 楠元：学部事務室
学業全般に関する事 (履修、授業、試験、成績、成績・卒業証明書)	教務課* 学部事務室	日進：教務課（教学センター） 名城公園：事務室（HUB2階） 楠元：学部事務室
生活全般に関する事 (通学、学生割引、クラブ活動、休学・退学の届出、在学証明書)	学生課* 学部事務室	日進：学生課（教学センター） 名城公園：事務室（HUB2階） 楠元：学部事務室
就職活動に関する事 (就職活動、インターンシップ、卒業後進路、資格取得)	キャリアセンター 学部事務室	日進：キャリアセンター（本部棟1階） 名城公園：キャリアラウンジ（AGALS2階） 楠元：学部事務室
病気・怪我に関する事 (体調不良、健康相談、歯科相談)	保健センター	日進：保健センター（健康管理棟1階） 名城公園：メディカルルーム（AGALS1階） 楠元：楠元保健室（基礎棟1階）

* 大学院生は大学院事務室（教学センター）または各キャンパスの窓口に相談してください

II 住所・電話番号の変更について

住所・電話番号が変わった場合は、速やかに大学に届け出てください。届け出がないと大学からの連絡事項が伝わらず不利益を被る可能性もあるので、変更があるたびに必ず届け出てください。また、保証人が変更になる場合も必ず相談のうえ、変更の手続きをしてください。

手続き内容	主管部署	各キャンパスの窓口
住所・電話番号の変更 (本人・保証人)	国際交流センター 大学院事務室	日進：国際交流センター（本部棟2階）、 大学院事務室（教学センター）
保証人の変更		名城公園：事務室（HUB2階） 楠元：各学部事務室

III 学生への連絡事項について

学生に周知を要する連絡事項は WebCampus（下記参照）により各部署から連絡します。個人への連絡事項はメール転送により連絡します。また、留学生の皆さんに関係する奨学金やイベントの情報は主に国際交流センターのホームページ（P17参照）に掲載します。
※ 大学院生への連絡事項や奨学金の情報は大学院事務室より WebCampus で連絡します。

情報ツール	主管部署	配信情報
WebCampus	教務課	大学（各部署）からの情報、個人宛の連絡、履修中の講義に関する情報（休講・補講など）
国際交流センター ホームページ	国際交流センター	留学生対象の奨学金、留学生向けのイベント、海外留学、国際交流に関する情報

《WebCampus について》

WebCampus ではインターネットを利用して大学の各種情報を参照することができます。自分のEメールアドレスを登録し、メール転送設定を行い、大学からの連絡事項や履修中の講義に関する各種情報（休講・補講・教室変更等）を携帯電話等で受け取ることができるようにしてください。

IV 在留手続き

1. 在留管理制度

(1) 在留カード

新規入国者が入国の審査を中部、関西、成田、羽田空港にて受けた場合、旅券（パスポート）に上陸許可の証印をするとともに「在留カード」が交付されます。在留カードは外出する時はいつも持っていなければなりません（常時携帯義務）。

(2) 住居地の届出

新規入国者は、出入国港において在留カードが交付されたら、住居地を定めて14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を届け出てください。在留カードの裏面に住居地が記載されます。同時に、住民基本台帳制度の対象となり、住民票の交付を受けることができます。

(3) 変更の届出

住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参の上、移転先の市区町村の窓口へ届け出てください。住居地以外の変更（氏名、国籍・地域など）は、旅券（パスポート）、写真、在留カードを持参の上、14日以内に、出入国在留管理局に届け出てください。原則として、届出がなされた日に、新しい在留カードが交付されます。

(4) 在留カードの再交付申請

在留カードを紛失したり盗まれたりして失った場合には、出入国在留管理局に再交付を申請してください。その際、最寄りの警察署に紛失届けをして、遺失届受理証明書または盗難届受理証明書をもらい、在留カードの代わりに持参してください。当該事実を知った日から（日本にいない場合は日本へ入国してから）14日以内に届け出てください。

<マイナンバー制度について>

2015年10月より「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」が始まり、日本人と同様に留学生にも個人番号が付与されます。住民登録のある市区町村より「マイナンバー通知カード」が届いたら大切に保管してください。個人番号は市区町村の窓口で各種手続きを行う場合やアルバイトをする場合に必要となります。悪用される恐れがありますので、他人に見せたり、貸したりしないよう注意してください。※個人番号カード（マイナンバーカード）の作成は任意です

2. 在留期間の更新

留学生（在留資格「留学」を有する者）として日本に在留を許可される期間は6ヶ月～4年3ヶ月で、在籍期間や成績状況によって許可期間が異なります。在留期間を延長する場合には出入国在留管理局で在留期間更新許可申請を行う必要があります。在留期間の満了する3ヶ月前から申請できますので、余裕をもって手続きをしてください。また、在留期間をしっかりと確認して、絶対に不法残留（オーバーステイ）とならないよう注意してください。

在留期間更新許可申請（留学）に必要な書類等一覧

- ① 在留期間更新許可申請書（申請人作成用）
→申請人作成用の書類は出入国在留管理局のホームページからダウンロードが可能です
- ② 在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用）
→国際交流センターが発行します。（下記参照）
- ③ 在学証明書
- ④ 成績証明書（大学院非正規生は聴講科目や研究内容に関する証明書）
- ⑤ パスポート
- ⑥ 写真（縦4cm×横3cm）
- ⑦ 在留カード
- ⑧ 手数料：4,000円の収入印紙（出入国在留管理局で販売）
- ⑨ 郵送用封筒・切手（出入国在留管理局で販売）
- ⑩ その他、出入国在留管理局が必要とする資料（経費支弁に関する資料など）

<本学での②在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用）の発行>

- 必要書類
- ① 学生証 ※入学前の新生は不要
 - ② 在留カードのコピー（両面）
 - ③ パスポートのコピー（顔写真ページ）
 - ④ 国民健康保険被保険者証のコピー
- [申込場所]
- 日進キャンパス：国際交流センター（本部棟2階）※入学前の新生は日進キャンパスのみ受付
 名城公園キャンパス：事務室（HUB2階）
 楠元キャンパス：各学部事務室
- [発行所要日数]
- 申し込みから1週間後の発行となります。
 ※在留期間延長や在留資格変更が必要な方は期限に余裕をもって手続きしてください。
 ※発行から1ヶ月経過した書類は破棄します。

《参考》 不法残留罪（入管法第70条）

在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に残留する外国人は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は300万円以下の罰金に処する。

3. 資格外活動（アルバイト）の許可申請

留学生は、教育機関で教育を受けるといって在留活動を行う者として「留学」の在留資格が付与されており、原則として、この資格以外の活動（アルバイトなどの収入を伴う活動）を行うことはできませんが、学費やその他の必要経費を補うためにやむを得ず収入を得る必要がある場合、出入国在留管理局より「資格外活動の許可」を得ることにより1週間に28時間以内（長期休業期間中は1日8時間以内）の資格外活動が可能になります。アルバイトを行う場合は、必ず事前に申請を行い、許可を得てください。

ただし、資格外活動は誰でもできるわけではありません。休学中は本来の活動（教育を受けること）を行っていないため、資格外活動はできません。また、学業に悪影響が出る場合には当然資格外活動を続けることはできません。具体的には、出席不良や成績不振の場合には資格外活動の許可を取り消すこととなります。

なお、留学生の資格外活動にふさわしくない職種の種類は認められません。特に下記のような場所（風俗営業等）の資格外活動は入管法で禁止されています。

風俗営業を行う場所（風俗営業法）

- 「風俗営業」が営まれるところ（スナック、クラブ、バー、パチンコ店、ロケットマシンがある店など）
「店舗型性風俗特殊営業」が営まれるところ（ラブホテル、リゾート、ファッショナル、アダルトショップなど）
「無店舗型性風俗特殊営業」に従事する活動（出張・派遣型ファッショナル、アダルトビデオ通信販売など）
「映像送信型性風俗特殊営業」に従事する活動（インターネット上で猥褻な映像を提供する活動など）
「店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動（テレホクラブなど）
「無店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動（ツショツダ、イカ、伝言ダ、イカなど）

資格外活動の許可を受けずにアルバイトをした場合や制限時間を超えて働いた場合、認められていない場所で働いた場合には罰則の対象となり、悪質な場合は強制退去となることもあります。

さんこう し かくがいかつどうざい にゅうかんほうだい じょう
【参考】資格外活動罪（入管法第73条）

- むきよか し かくがいかつどう もっぱ おこな ふうぞくえいぎょうなど ふうしゅうろう おこな あき
・無許可で資格外活動を専ら行っている（風俗営業等の不法就労を行っている）と明らかに認められる外国人は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は300万円以下の罰金に処する。
- むきよか し かくがいかつどうきよか おこな がいこくじん ねんい か ちょうえきも きんこまた
・無許可で資格外活動許可を行っている外国人は1年以下の懲役若しくは禁錮又は200万円以下の罰金に処する。

そせいじょうやく ちと しよとくぜい じゅうみんぜい めんじよ
■租税条約に基づく所得税・住民税の免除

し かくがいかつどう え しゅうにゅう しよとくぜい じゅうみんぜい かぜい りゅうがくせい ほこく
資格外活動で得た収入は所得税、住民税として課税されますが、留学生の母国と日本との間で租税条約が結ばれている場合には、以下の手続きを行うことにより課税が免除されます。

しよとくぜい めんじよ
＜所得税の免除＞

てつづきほうほう こようぬし さき ひつようしよるい しよかつ ぜいむしよ ていしゆつ
手続方法：雇用主（アルバイト先）が必要書類を所轄の税務署に提出
ひつようしよるい そせいじょうやく かん とどけでしよ ようし ぜいむしよ
必要書類：①租税条約に関する届出書（用紙は税務署にあります）
②在学証明書（在学期間の表示があるもの）
③学生証（写し）
④在留カード（写し）
てつづきげん さいしよ ほうしゅう しはら う ひ ぜんじつ
手続期限：最初に報酬の支払いを受ける日の前日まで

じゅうみんぜい めんじよ
＜住民税の免除＞

てつづきほうほう りゅうがくせい だいにん こようぬしどう ひつようしよるい きよじゅうち しちようそんやくば ていしゆつ
手続方法：留学生または代理人（雇用主等）が必要書類を居住地の市町村役場に提出
ひつようしよるい そせいじょうやく かん とどけでしよ ようし きよじゅうち しちようそんやくば
必要書類：①租税条約に関する届出書（用紙は居住地の市町村役場にありますが）
②在学証明書（在学期間の表示があるもの）
③学生証（写し）
④在留カード（写し）
てつづきげん しよとく よくねん がつ にち
手続期限：所得があった翌年の3月15日まで

こうかんにゅうがくせい ばあい
＜交換留学生の場合＞

にほん たいざい ねんみまん りゅうがくせい こうかんにゅうがくせい ひきよしゅうしゃあつか じゅうみんぜい
日本での滞在が1年未満の留学生（交換留学生）は、非居住者扱いとなり、住民税は課税されませんが、租税免除の対象とならないため、収入の20.42%が所得税として課税されます。

こうかんにゅうがくせい し かくがいかつどう おこな ばあい じぜん こくさいにゅうりゅう そうだん きよか
交換留学生が資格外活動を行う場合には、事前に国際交流センターに相談し、許可を得る必要があります。

4. 一時出国と再入国

留学生が一時的に日本から出国し、1年以内に再入国する場合には、「みなし再入国許可」制度により再入国許可を受ける必要はありませんが、出国期間が1年を超える場合は、出国前に出入国在留管理局で再入国許可申請を行う必要があります。一時出国する際には必ず在留カードを提示し出国確認を受けてください。

ただし、みなし再入国許可により出国した場合、出国後1年以内（在留期限が1年未満の場合はその在留期限まで）に再入国しないと在留資格が失われることになります。

なお、一時出国する場合は事前に国際交流センターへ「不在届」を提出し、帰国後は速やかに「再来日届」及び「健康チェック表」を提出し、届け出てください。

＜不在届と再来日届の提出窓口＞

届出内容	主管部署	各キャンパスの窓口
不在届	国際交流センター	日進：国際交流センター（本部棟2階）
再来日届		名城公園：事務室（HUB2階）
健康チェック表		楠元：各学部事務室

5. 在留資格の取消

在留資格「留学」（留学ビザ）は、教育機関において教育を受ける活動を行うための在留資格です。入管法では、「正当な理由」が有る場合を除き、在留資格の活動を継続して3ヶ月以上行わないで日本に在留していることは、在留資格の取消の対象となると定めています。悪質な場合には、強制退去手続きがとられます。「正当な理由」とは、病気その他やむをえない理由で3ヶ月以上修学することができない場合です。日本で生活を送るための十分な経費支弁能力があることが認められて在留資格が発行されているので、授業料が払えない等の経済的理由は日本に在留する正当な理由にはなりません。従って、正当な理由以外で休学する場合には、「留学」の活動を行っていないことになり、そのまま日本に滞在することはできないため、原則として帰国しなくてはなりません。

6. 卒業・修了に伴う手続き

在留資格「留学」(留学ビザ)は、教育機関において教育を受ける活動を行っている場合に有効な在留資格です。卒業や修了、退学等により大学の在籍身分がなくなった場合には、たとえ在留期間が残っていても「留学」の在留資格では在留できません。新たに別の活動を行う予定がない場合は、すみやかに身辺整理をして、できるだけ早く(遅くとも在籍満了の3ヶ月以内に)帰国してください。

就職等の理由により引き続き在留する場合には、新たな活動が属する別の在留資格への変更許可をうける必要があります。

卒業・修了後の進路を国際交流センター(大学院生は大学院事務室)とキャリアセンター(または学部事務室)に報告する必要があります。各部署からの指示に従い報告してください。

<卒業・修了後進路の報告窓口>

届出内容	主管部署	各キャンパスの窓口
卒業後進路報告	国際交流センター 大学院事務室	日進：国際交流センター(本部棟2階) 大学院事務室(教学センター) 名城公園：事務室(HUB2階) 楠元：学部事務室
キャリアカルテ 進路報告書	キャリアセンター 学部事務室	日進：キャリアセンター(本部棟1階) 名城公園：キャリアラウンジ(AGALS2階) 楠元：学部事務室

■進学する場合

卒業後、大学や大学院へ進学する場合は、引き続き在留資格「留学」のままで在留することになります。在留期間満了までに進学先の入学許可証等の必要書類を入国管理局へ提出し在留期間を更新してください。愛知学院大学以外の大学(大学院)へ進学する場合には、「活動機関に関する届出」(P11参照)により活動機関からの離脱と移籍を出入国在留管理局へ届け出てください。

※大学院博士課程満了後に「研究員」の身分となる場合は、在留資格「文化活動」へ変更しなければなりません。

■就職する場合

在留資格「留学」のままで就職することができませんので、就労可能な在留資格「人文知識・国際業務・技術」等へ変更しなければなりません。在留資格の変更には時間を要するため、就労開始に間に合うよう早めに変更手続きを行ってください。

■ 就職活動をする場合

大学・大学院を卒業・修了した留学生が、卒業・修了後に継続して就職活動を行う場合、大学の推薦により「特定活動」の在留資格を申請することができます。該当する留学生は、「留学」の在留資格をもつ学部生・大学院生（正規生のみ）です。大学の推薦を受けるには、卒業・修了前から継続的に就職活動を行っている必要があります。在学中に就職活動をしていない学生の推薦はできません。また、卒業後すみやかに出入国在留管理局に申請しなければなりません。詳細は国際交流センターへ相談してください。

■ 帰国する場合

帰国する前に必ず身の回りのことをきれいに片付けてください。アパートの家賃、電気代、ガス代、水道代、携帯電話等の料金支払と解約、国民健康保険証の返納と清算（住民票のある役所）、在留カードの返納（出国する空港にて返納）など。また、「活動機関に関する届出」(P11参照)により活動機関からの離脱を入国管理局へ届け出てください。なお、卒業後すぐに在留期間満了を迎える場合に限り、身辺整理や出国準備などのためにしばらく日本に滞在することを希望する場合、出入国在留管理局に申請すれば、「短期滞在」の在留資格で滞在許可がおりることがあります。

＜卒業証書などの公印確認について＞

大学が発行した卒業（修了）証書や各種証明書を、帰国して証明書として使用する場合に、提出先によっては公式な文書として認められないことがあります。大学が発行した卒業（修了）証書や証明書は、日本の外務省による公印確認の証明を受けることができますので、必要な場合には帰国する前に外務省領事局または最寄りの公証役場（下記参照）で手続きをしてください。

【公印確認の申請場所】

- ・外務省領事局（東京）
- ・各地の公証役場（名古屋市内は 葵町、熱田、名古屋駅前）

【公印確認の必要書類】

- ・公証を受ける証書・証明書
- ・身分証明書（在留カード）

※公印確認手続の詳細は「外務省 公印確認」のウェブサイトを確認してください。

※公証役場の詳細は「名古屋法務局 公証役場」のウェブサイトを確認してください。

7. 活動機関に関する届出

「留学」の在留資格をもつ留学生の活動機関（大学や日本語学校）が変更となる場合には、
「活動機関に関する届出」を提出することが義務付けられています。卒業・修了・退学・除籍
などにより活動機関から離脱したときや、入学・編入などにより活動機関を移籍したときは、
14日以内に入国管理局へ下記の書類を提出してください。

※卒業等により帰国する場合や就職等の理由により別の在留資格へと変更となる場合には
届出の必要はありません。また、本学での在籍段階が変更になる場合も届出の必要はありません。

（例：大学→大学院、修士課程→博士課程）

[提出書類]

- 卒業・修了または退学・除籍により活動機関を離れる場合
→ 参考様式1の2（離脱）
- 活動機関を離れ、日本国内の他の活動機関に入学する場合
→ 参考様式1の2（離脱）および 参考様式1の3（移籍）の両方

※提出書類（参考様式）は国際交流センターにあります。また、法務省ホームページから入手
可能です。

法務省 URL : <http://www.moj.go.jp/>

アクセス方法 : 行政手続きの案内 → 出入国管理及び難民認定法関係手続
→ 所属（活動）期間に関する届出（留学）

[届出方法]

- 郵送する場合

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局在留管理情報部門届出受付担当 宛

※封筒に「届出書在中」と朱書きして、在留カードのコピー（両面）を同封してください。

- 持参する場合

名古屋出入国在留管理局または管下出張所

※在留カードを持参してください。

8. 名古屋出入国在留管理局

〒455-8601 名古屋市港区正保町5丁目18番

外国人在留総合インフォメーションセンター TEL: 0570-013904

受付時間: 月～金 9:00～16:00

休み: 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日

ホームページ: <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/nagoya.html>



V 医療・保険について

1. 定期健康診断

ていきけんこうしんだん

大学で毎年4、5月に実施される定期健康診断は必ず受診してください。受診により就職活動や奨学金申請に必要な健康診断書の発行を受けることができます。

2. 国民健康保険制度（国保）

こくみんけんこうほけんせいど こくほ

日本に3ヶ月を超えて滞在する外国人は「国民健康保険」に加入することが義務付けられています。病気や怪我をしたときに、医療費の自己負担が30%となるほか、一定金額以上の高額医療費が免除となります。加入手続きは、在留カードを持参して、市区町村の国保窓口で行います。掛金(月額約1,500円:市町村や収入額によって異なる)が必要です。加入後に保険料のお知らせが郵便で届きます。保険料はコンビニで支払うこともできます。保険料は納付期限までに必ず支払いましょう。

3. 国民年金制度

こくみんねんきんせいど

国民年金は、加入者が高齢になった時等に保険金を受け取ることができる制度で、住居地の登録と同時に国民年金加入の手続きも必ず行う必要があります。掛金は毎月約15,000円ですが、支払いが困難な場合は掛金の猶予・免除申請をすることができますので加入手続き時に申し出てください。猶予・免除申請は毎年行う必要があります。詳細は市区町村に問い合わせてください。

4. 愛知学院大学災害共済会

あいちがくいんだいがくさいがいきょうさいかい

本学には学生の病気や怪我、不慮の事故などに備えて共済制度があります。正課および課外活動中の通院・入院、事故や病気による入院などには給付金が支給されます。該当者は学生課または各キャンパスの学生担当事務室へ連絡してください。

5. 保健センター、学生相談センターの利用

ほけん

保健センター（メディカルルーム、保健室）では、健康相談や保健指導、応急処置を行っています。学内で怪我をしたとき、体調が悪くなった時には気軽に利用してください。

学生相談センターでは、担当教員と専門の相談員が、充実した学生生活を送れるよう相談に応じています。勉学や生活の悩みなど、気軽に相談してください。

施設名	場所
保健センター	日進キャンパス 健康管理棟 1階
メディカルルーム	名城公園キャンパス AGALSタワー1階
楠元保健室	楠元キャンパス 基礎棟1階
学生相談センター	日進キャンパス 健康管理棟 2階 名城公園キャンパス 1階メディカルルーム

Ⅵ 日常生活について

1. 緊急電話

(1) 救急と火事

救急（急病や大怪我）の場合や火事の場合には、すぐに「119」番に電話をして救助を求めてください。消防署に電話がつながるので、状況をできるだけ正確に伝えてください。

救急の場合は救急車が、火事の場合は消防車が伝えた場所に向かいます。

(2) 警察

犯罪や交通事故にあった場合には、「110」番に電話してください。警察署に電話がつながるので、状況をできるだけ正確に伝えてください。

(3) 大学・保証人

病気や怪我、火事、犯罪などにあった場合には、大学・保証人に連絡してください。

2. アパート

(1) 家賃

アパートに住む場合、入居時に頭金（敷金・礼金等）の支払いが必要です。退去時には、修繕費等の支払いが必要となる場合もあります。毎月の家賃や必要な費用を滞納することなく支払うようにしてください。

(2) ゴミの捨て方

住んでいる地域によって、ゴミの回収日や時間帯、場所、捨てることのできるゴミの種類が決められています。必ずルールを守るようにしてください。

(3) 退去時の解約・清算手続

アパートを退去する場合、退去の2週間前までには各事業者に退去日を伝え、解約と清算の依頼をしてください。水道、電気、ガスについては、退去日前日または当日に各事業者がアパートに来て、精算と解約手続を行います。

りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先
すいどう 水道	すいどうきょく 水道局
でんき 電気	でんきじぎょうしゃ 電気事業者
ガス	がししゃ ガス会社
テレビ	NHK（日本放送協会）

3. 銀行口座

多くの銀行では、留学生が銀行口座を開設するには、原則として6ヶ月以上日本に滞在していることが条件となっていますが、「ゆうちょ銀行」では、来日後すぐに口座を開設することができます。大学にはゆうちょ銀行のATMがあるため、家賃や電気代な

どの支払いや資格外活動（アルバイト）の給料の受け取りに便利です。また、口座開設時にネットバンキングの利用申込みも可能です。来日後できるだけ早く口座を開設することをお勧めします。口座開設には「在留カード」と「パスポート」が必要です。

4. 携帯電話、インターネット

(1) 大学WIFI

WebCampus の「WIFI設定」画面に、自分のスマートフォンやPCのMACアドレスを登録することにより、登録の翌日から利用可能です。

WIFI名：aguwlan パスワード：aguwlan10

(2) 携帯電話（電話番号による通話）

①自分の所有する携帯電話に、購入したSIMカードを挿入し利用する。

②携帯電話会社で新規契約する（在留カード、印鑑、銀行口座、保証金が必要です）

(3) アパートでのインターネット・WIFI利用

アパート管理人に相談のうえ、各自が通信会社等と契約してください。

5. 印鑑

日本で携帯電話の購入契約を行う場合やアルバイトを行う場合には、「印鑑」が必要となります。ウェブサイトや販売店で「印章」を作ることができます。

6. 自転車

(1) 防犯登録

日本で自転車を所有する場合、防犯登録を行うことが義務付けられています。自転車を購入する場合には、販売店で登録手続きを行います。自転車を譲り受ける場合や譲り渡す場合には、自転車販売店で所有者変更の手続きが必要です。

(2) ルールとマナー

自転車を運転する際は、自転車専用路がない場合は、原則、「車道」の左側を通行します。車道の交通量が多い場合や車道の幅が狭く、車道の通行が難しい場合は、歩道を走行することが例外的に認められています。また、「歩道走行可」の標識（下記参照）がある歩道は、自転車も走行可能です。自転車で歩道を走行する場合は、必ず歩行者を優先し、車道寄りを走行するようにしましょう。なお、自転車走行中の携帯電話使用、2人乗り、飲酒運転は禁止されていますので、絶対にしないでください。

参考:「歩道走行可」の標識



Ⅶ チューター制度について

チューター制度は、外国人留学生に対して、本学の学生が「チューター」となり、留学生の生活・教育の向上を図ることを目的とした制度です。

チューターとは、留学生の皆さんの学習面と生活面の支援を行う学生のことで、チューターは、本学で学ぶ私費留学生や交換留学生が勉学に専念できるよう、大学生活、日本語や専門分野の学び、学内外での各種手続に至るまで、国際交流センターや担当教職員と連携して対応します。

「履修の相談」、「学生食堂のお勧めメニュー」や「授業の空き時間の過ごし方」など、どんなことでもいいので、チューターに気軽に話してみてください。

<支援の対象>

在籍身分	在籍形態
学部課程の留学生（1～2年生）	4年以上在籍し、学士号を取得することを目的とする学生
交換留学生	本学の協定校から短期間（1年以内）に留学する学生。

<サポートの時間と方法>

- ・チューターによるサポートは1学期に40時間までとしています。
- ・週に1回、チューターと都合が合う時間に学内で対面によるサポートを受けます。
- ・留学生から要望することにより、学内外で随時サポートを受けることができます。

<サポートの内容（例）>

来日直後（交換留学生）

- ・生活定着の補助（空港送迎、住居案内、生活用品購入、住民登録、銀行口座開設など）

大学入学直後

- ・大学施設の案内（食堂、売店、教室、体育館、図書館など）
- ・入学直後の手続きの補助（学内WIFI、履修登録、部活動・サークル入会など）

大学生活

- ・学習と生活の補助（日本語学習、専門分野学習、日常会話、生活での問題など）

Ⅷ 国際交流センターについて

国際交流センターは、留学生の皆さんの相談窓口です。困った時、問題を解決したい時、悩み事を打ちあげたい時、話し相手がほしい時など、あなたの大きな味方になります。どんなことでもいいので、気軽に声をかけてください。

[窓口時間] 平日 8:45~17:45

[ホームページ] <https://cip.agu.ac.jp>

[場所] 日進キャンパス 本部棟2階



[電話番号] 0561-73-1111 (代表)

[担当教職員]

氏名	職名
高木 眞理子	国際交流センター所長 文学部英語英米文化学科 教授
グレゴリー ロウ	国際交流センター幹事 文学部グローバル英語学科 准教授
勝股 高志	国際交流センター幹事 教養部 教授
加納 勉	国際交流センター事務長
小野江 祐介	国際交流センター係長
今泉 久佳	国際交流センター職員
山本 雅子	国際交流センター職員
水野 まり	国際交流センター職員
鈴木 志帆	国際交流センター職員

[代行窓口]

キャンパス	代行窓口
名城公園キャンパス	事務室 (HUB キューブ 2階)
楠元キャンパス	歯学部事務室、薬学部事務室